

経 済 産 業 省

20140916貿局第1号
輸出注意事項26第30号
経済産業省貿易経済協力局

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように定める。

平成26年9月24日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この通達は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この通達の施行前に改正前の通達の規定に基づき行われた許可申請であって、この通達の施行時点で許可するかどうかが決定的でないものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

